



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 4月 2日 金曜日 第1546号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可（2件）.....	351
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（6件）.....	351
救急病院の協力申出（3件）.....	352
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	352
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	353
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	353
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	353
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（2件）... ..	353
公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）.....	354
道路の区域変更（県道桜井山路線）.....	357
道路の供用開始（"）.....	357
道路の供用開始（一般国道494号）.....	358
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	358
道路の供用開始（"）.....	358
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	358
道路の供用開始（"）.....	358
道路の区域変更（一般国道197号）.....	359
道路の区域変更（県道双岩停車場和泉線）.....	359
道路の供用開始（"）.....	359
道路の区域変更（一般国道197号）.....	359
道路の供用開始（"）.....	360
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	360
開発行為に関する工事の完了.....	360
愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表.....	360
包括外部監査契約の締結.....	360

## 公 告

平成16年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... 361

## 人事委員会公告

平成16年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 366

平成16年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 368

## 正 誤

平成16年 3月30日付け第1545号愛媛県人事委員会規則7 - 9 92（特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則）中... 370

## 告 示

### ○愛媛県告示第724号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更を許可した。

平成16年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 1 変更事項

市町村合併に伴い、平成16年 3月31日をもって、新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町及び城川町が組合から脱退するとともに、組合に加入できる議員の範囲を拡大する。

### 2 規約変更年月日

平成16年 4月 1日

### 3 規約変更許可年月日

平成16年 3月25日

### ○愛媛県告示第725号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合の規約の変更を許可した。

平成16年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 1 変更事項

市町村合併により、平成16年 3月31日をもって、新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町及び城川町が組合から脱退することに伴い、組合議員定数を変更する。

### 2 規約変更年月日

平成16年 4月 1日

### 3 規約変更許可年月日

平成16年 3月25日

### ○愛媛県告示第726号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 1 増減内容

川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町、城川町、宇摩地区広域市町村圏組合及び東宇和事務組合の脱退

### 2 増減年月日

平成16年 3月31日

### 3 増減許可年月日

平成16年 3月25日

### ○愛媛県告示第727号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容  
新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町及び城川町の脱退
- 2 増減年月日  
平成16年3月31日
- 3 増減許可年月日  
平成16年3月25日

○愛媛県告示第728号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。  
平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
川之江市、新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町明浜町衛生事務組合、東宇和事務組合及び東宇和衛生事務組合の脱退
- 2 増減年月日  
平成16年3月31日
- 3 増減許可年月日  
平成16年3月25日

○愛媛県告示第729号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。  
平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
三瓶町の脱退
- 2 増減年月日  
平成16年3月31日
- 3 増減許可年月日  
平成16年3月25日

○愛媛県告示第730号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。  
平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
三瓶町、明浜町、宇和町、野村町及び城川町の脱退
- 2 増減年月日  
平成16年3月31日
- 3 増減許可年月日

○愛媛県告示第735号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示

平成16年3月25日

○愛媛県告示第731号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。  
平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
三瓶町及び明浜町の脱退
- 2 増減年月日  
平成16年3月31日
- 3 増減許可年月日  
平成16年3月25日

○愛媛県告示第732号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。  
平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
公立学校共済組合四国中央病院	川之江市川之江町2233	公立学校共済組合	平成19年3月25日まで

○愛媛県告示第733号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。  
平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛県立伊予三島病院	伊予三島市中之庄町16番地の2	愛 媛 県	平成19年3月31日まで

○愛媛県告示第734号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。  
平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433番地第1	愛 媛 県	平成19年3月31日まで

の日から4月間縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ中央通り店	松山市中央一丁目1番36号	大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ中央店 松山市中央一丁目876番1	マルナカ中央通り店 松山市中央一丁目1番36号	平成16年3月18日	平成16年3月18日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第736号

瀬戸町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・塩成北地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・塩成北地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成16年4月5日から5月6日まで

#### 3 縦覧場所

瀬戸町役場

### ○愛媛県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東予市高田、三芳地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（湛水防除事業・高田地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成16年4月5日から5月6日まで

#### 3 縦覧場所

東予市役所

### ○愛媛県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・笹ヶ谷地区）の施行に平成16年3月19日同意した。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宮窪町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・ナベタ池地区）の施行に平成16年3月19日同意した。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第740号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備及び農業用排水施設整備事業・野間北地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（ため池等整備及び農業用排水施設整備事業・野間北地区）変更計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成16年4月5日から5月6日まで

#### 3 縦覧場所

今治市役所

## ○愛媛県告示第741号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・野間北地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
市営土地改良事業（農業用道路整備事業・野間北地区）  
変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月5日から5月6日まで
- 3 縦覧場所  
今治市役所

## ○愛媛県告示第742号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、双海町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
双海町  
伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6  
代表者 町長 上田 稔  
伊予郡双海町大字上灘甲5448番地1
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
伊予郡双海町大字上灘甲5750番3の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の①点から⑩点までを順次直線で結んだ線及び⑩点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
基点（上灘漁港 - 2.5メートル物揚場用地内に設置された金属鉋J25）は、北緯33度41分36秒、東経132度38分10秒の地点  
①点は、基点から真北209度15分55秒150.46メートルの地点  
②点は、①点から真北49度35分57秒5.86メートルの地点  
③点は、②点から真北46度57分53秒8.66メートルの地点  
④点は、③点から真北51度16分3.02秒メートルの地点  
⑤点は、④点から真北131度17分36秒6.78メートルの地点  
⑥点は、⑤点から真北225度31分50秒0.61メートルの

地点

⑦点は、⑥点から真北135度30分35秒0.56メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北223度51分00秒7.40メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北232度16分04秒7.36メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北264度44分24秒2.61メートルの地点

(3) 面積

130.73平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成15年5月21日 愛媛県指令15港第10156号
- 4 しゅん功認可年月日  
平成16年4月2日

## ○愛媛県告示第743号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、御荘町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 知事 加戸 守行  
松山市北持田町122番地
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
南宇和郡御荘町高畑855番1から同町高畑189番1に至る地先公有水面
  - (2) 区域  
次の1点から63点までを順次直線で結んだ線及び63点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
基点（南宇和郡御荘町高畑860番地先に設置された標識杭）は、北緯32度57分44秒、東経132度30分58秒の地点  
1点は、基点から真北188度54分07秒58.07メートルの地点  
2点は、1点から真北185度34分45秒11.05メートルの地点  
3点は、2点から真北183度20分51秒7.38メートルの地点  
4点は、3点から真北179度59分46秒7.01メートルの地点  
5点は、4点から真北177度37分50秒11.62メートルの地点  
6点は、5点から真北171度43分00秒10.79メートルの地点

7点は、6点から真北 164 度08分44秒9 .90メートルの地点  
 8点は、7点から真北 156 度10分38秒9 .22メートルの地点  
 9点は、8点から真北 150 度00分40秒5 .66メートルの地点  
 10点は、9点から真北 144 度11分09秒4 .32メートルの地点  
 11点は、10点から真北 140 度34分10秒9 .73メートルの地点  
 12点は、11点から真北 132 度10分59秒9 .34メートルの地点  
 13点は、12点から真北 126 度29分14秒7 .66メートルの地点  
 14点は、13点から真北 124 度45分43秒7 .37メートルの地点  
 15点は、14点から真北 119 度55分23秒5 .64メートルの地点  
 16点は、15点から真北 218 度22分26秒4 .45メートルの地点  
 17点は、16点から真北 220 度08分13秒 12 .25メートルの地点  
 18点は、17点から真北 143 度47分30秒9 .75メートルの地点  
 19点は、18点から真北 179 度47分45秒1 .38メートルの地点  
 20点は、19点から真北 234 度46分58秒2 .76メートルの地点  
 21点は、20点から真北 198 度54分59秒1 .64メートルの地点  
 22点は、21点から真北 172 度07分19秒6 .85メートルの地点  
 23点は、22点から真北 169 度37分04秒4 .04メートルの地点  
 24点は、23点から真北 182 度46分15秒3 .57メートルの地点  
 25点は、24点から真北 210 度48分54秒2 .36メートルの地点  
 26点は、25点から真北 233 度35分36秒3 .81メートルの地点  
 27点は、26点から真北 252 度17分13秒4 .55メートルの地点  
 28点は、27点から真北42度28分50秒5 .70メートルの地点  
 29点は、28点から真北15度04分59秒2 .67メートルの地点  
 30点は、29点から真北 359 度36分50秒2 .31メートルの地点  
 31点は、30点から真北 344 度06分46秒4 .05メートルの地点  
 32点は、31点から真北 353 度21分52秒3 .22メートルの地点  
 33点は、32点から真北 3 度54分54秒4 .34メートルの地

点  
 34点は、33点から真北16度40分23秒4 .15メートルの地点  
 35点は、34点から真北28度54分28秒3 .30メートルの地点  
 36点は、35点から真北 299 度42分37秒7 .62メートルの地点  
 37点は、36点から真北 332 度01分10秒4 .83メートルの地点  
 38点は、37点から真北 303 度35分32秒 32 .55メートルの地点  
 39点は、38点から真北 299 度28分44秒6 .65メートルの地点  
 40点は、39点から真北 307 度26分58秒5 .04メートルの地点  
 41点は、40点から真北 303 度31分32秒 34 .78メートルの地点  
 42点は、41点から真北 348 度45分10秒2 .10メートルの地点  
 43点は、42点から真北 123 度28分50秒 37 .69メートルの地点  
 44点は、43点から真北49度55分45秒1 .49メートルの地点  
 45点は、44点から真北 329 度15分27秒7 .58メートルの地点  
 46点は、45点から真北 323 度29分10秒 12 .02メートルの地点  
 47点は、46点から真北 285 度44分40秒 16 .82メートルの地点  
 48点は、47点から真北 260 度21分51秒5 .44メートルの地点  
 49点は、48点から真北29度17分04秒 10 .11メートルの地点  
 50点は、49点から真北21度18分29秒3 .52メートルの地点  
 51点は、50点から真北 152 度38分19秒4 .42メートルの地点  
 52点は、51点から真北 100 度46分28秒 12 .01メートルの地点  
 53点は、52点から真北31度30分14秒6 .94メートルの地点  
 54点は、53点から真北 351 度44分52秒 12 .80メートルの地点  
 55点は、54点から真北 359 度38分56秒9 .63メートルの地点  
 56点は、55点から真北 326 度00分56秒2 .70メートルの地点  
 57点は、56点から真北 291 度18分45秒8 .87メートルの地点  
 58点は、57点から真北 4 度49分36秒6 .65メートルの地点  
 59点は、58点から真北54度07分26秒2 .13メートルの地点

60点は、59点から真北 103 度48分01秒 11.46メートルの地点

61点は、60点から真北 119 度09分21秒6.39メートルの地点

62点は、61点から真北65度28分03秒1.18メートルの地点

63点は、62点から真北23度20分59秒9.27メートルの地点

(3) 面積

2,664.79平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年8月14日 愛媛県指令河第500号

4 しゅん功認可年月日

平成16年4月2日

○愛媛県告示第744号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、御荘町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

御荘町

南宇和郡御荘町平城3063番地

代表者 御荘町長 山下 英雄

南宇和郡御荘町中浦1151番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 1工区

南宇和郡御荘町高畑 851 番から同町高畑 812 番 1 に至る地先公有水面

イ 2工区

南宇和郡御荘町高畑 234 番 1 から同町高畑 233 番 1 に至る地先公有水面

ウ 3工区

南宇和郡御荘町高畑 232 番 1 から同町高畑 226 番に至る地先公有水面

(2) 区域

ア 1工区

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線及び9点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町高畑 860 番地先に設置された標識杭）は、北緯32度57分44秒、東経 132 度30分58秒の地点

1 点は、基点から真北 199 度33分10秒 89.79メートルの地点

2 点は、1点から真北 146 度00分56秒2.70メートルの地点

3 点は、2点から真北 179 度38分56秒9.63メートル

の地点

4 点は、3点から真北 171 度44分52秒 12.80メートルの地点

5 点は、4点から真北 211 度30分14秒6.94メートルの地点

6 点は、5点から真北 280 度46分28秒 12.01メートルの地点

7 点は、6点から真北 332 度38分19秒4.42メートルの地点

8 点は、7点から真北18度50分18秒 11.48メートルの地点

9 点は、8点から真北 7 度08分15秒 16.77メートルの地点

イ 2工区

次の10点から15点までを順次直線で結んだ線及び15点と10点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町高畑 860 番地先に設置された標識杭）は、北緯32度57分44秒、東経 132 度30分58秒の地点

10点は、基点から真北 193 度00分07秒127.93メートルの地点

11点は、10点から真北 143 度29分10秒 12.02メートルの地点

12点は、11点から真北 149 度15分27秒7.58メートルの地点

13点は、12点から真北 229 度55分45秒1.49メートルの地点

14点は、13点から真北 303 度28分50秒 37.69メートルの地点

15点は、14点から真北80度21分31秒5.44メートルの地点

ウ 3工区

次の16点から38点までを順次直線で結んだ線及び38点と16点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町高畑 860 番地先に設置された標識杭）は、北緯32度57分44秒、東経 132 度30分58秒の地点

16点は、基点から真北 174 度31分22秒167.37メートルの地点

17点は、16点から真北 152 度01分10秒4.83メートルの地点

18点は、17点から真北 119 度42分37秒7.62メートルの地点

19点は、18点から真北 208 度54分28秒3.30メートルの地点

20点は、19点から真北 196 度40分23秒4.15メートルの地点

21点は、20点から真北 183 度54分54秒4.34メートルの地点

22点は、21点から真北 173 度21分52秒3.22メートルの地点

23点は、22点から真北 164 度06分46秒4.05メートルの地点

24点は、23点から真北 179 度36分50秒2 31メートルの地点  
 25点は、24点から真北 195 度04分59秒2 .67メートルの地点  
 26点は、25点から真北 222 度28分50秒5 .70メートルの地点  
 27点は、26点から真北 252 度31分27秒6 .89メートルの地点  
 28点は、27点から真北 264 度04分06秒3 .03メートルの地点  
 29点は、28点から真北 294 度26分34秒1 .87メートルの地点  
 30点は、29点から真北 322 度43分12秒2 .01メートルの地点  
 31点は、30点から真北 334 度53分16秒4 .56メートルの地点  
 32点は、31点から真北 351 度46分07秒2 .58メートルの地点  
 33点は、32点から真北11度04分59秒2 .37メートルの地点

34点は、33点から真北25度53分03秒2 29メートルの地点  
 35点は、34点から真北27度17分32秒 11 .39メートルの地点  
 36点は、35点から真北15度13分25秒2 .74メートルの地点  
 37点は、36点から真北 2 度40分10秒2 .43メートルの地点  
 38点は、37点から真北20度48分39秒2 27メートルの地点

(3) 面積

1 工区 396 .49平方メートル  
 2 工区 205 .29平方メートル  
 3 工区 471 .51平方メートル  
 合 計 1 ,073 .29平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年 8 月14日 愛媛県指令河第 501 号

4 しゅん功認可年月日

平成16年 4 月 2 日

○愛媛県告示第 745 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市辻堂四丁目76番 1 地先から 同市辻堂四丁目77番 1 地先まで	旧	メートル 6.8 ~ 7.2	キロメートル 0.026	
			新	13.0 ~ 13.4	0.026	
"	"	今治市郷新屋敷町三丁目407番 2 から 同市郷新屋敷町三丁目403番 2 地先まで	旧	6.6 ~ 7.2	0.105	
			新	13.0 ~ 15.0	0.105	
"	"	今治市郷新屋敷町四丁目388番 2 地先から 同市郷六ヶ内町三丁目457番 4 まで	旧	6.0 ~ 7.0	0.197	
			新	12.8 ~ 24.0	0.197	

○愛媛県告示第 746 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市辻堂四丁目76番 1 地先から 同市辻堂四丁目77番 1 地先まで	平成16年 4 月 2 日
"	"	今治市郷新屋敷町三丁目407番 2 から 同市郷新屋敷町三丁目403番 2 地先まで	"

"	"	今治市郷新屋敷町四丁目388番2地先から 同市郷六ヶ内町三丁目457番4まで	"
---	---	---	---

## ○愛媛県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡美川村東川1651番1地先から 同村東川1651番4地先まで	平成16年4月2日

## ○愛媛県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字小屋ヶ谷戊218番6	旧	メートル 15.5～20.5	キロメートル 0.015	
			新	15.5～21.0	0.015	

## ○愛媛県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字小屋ヶ谷戊219番3	平成16年4月2日

## ○愛媛県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	内子双海線	喜多郡内子町城廻734番5から 同町城廻743番まで	旧	メートル 5.3～31.4	キロメートル 0.105	
			新	9.1～33.1	0.104	

## ○愛媛県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。



その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町城廻734番5から 同町城廻743番まで	平成16年4月2日

#### ○愛媛県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	197号	喜多郡肱川町大字宇和川4449番地先から 同大字4503番1地先まで	旧	メートル 11.1～15.5	キロメートル 0.060	
			新	26.9～42.3	0.060	

#### ○愛媛県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	双岩停車場和泉線	八幡浜市鎌倉3番耕地96番7から 同市谷10番耕地428番5まで	旧	メートル 6.0～17.8	キロメートル 0.102	
			新	6.0～24.3	0.102	

#### ○愛媛県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	双岩停車場和泉線	八幡浜市鎌倉3番耕地96番8から 西予市三瓶町和泉字フジウチ乙395番3まで	平成16年4月2日

#### ○愛媛県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	西予市城川町下相1089番2から 同町下相4316番地先まで	旧	メートル 23.0~25.8	キロメートル 0.025	
			新	23.0~25.8	0.025	

○愛媛県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	西予市城川町下相1089番2から 同町下相4316番地先まで	平成16年4月2日

○愛媛県告示第757号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第758号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画臨港地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第759号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局建（開）第31号 平成16年3月19日	北条市辻字猪ノ木699番1、700番1、701番、702番、703番、704番、 705番、705番2、705番3、707番、707番2、707番3、708番1、 708番3及び708番4	北条市辻1461番地 株式会社 小田商店 代表取締役 小田 質
15西局丹土（開）第24号 平成16年3月19日	周桑郡丹原町大字願連寺397番3	大洲市徳森2353番地25 黒 瀬 研 二
15松局伊土検（開）第54号 平成16年3月23日	伊予郡松前町大字浜字萱田1087番1、1087番17、1090番7及び1090 番8	伊予市宮下966番地2 西 岡 辰 美

○愛媛県告示第760号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、昭和56年4月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画書及び土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び市町村役場において一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第761号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
眞鍋 清  
松山市歩行町二丁目6番地3
- 2 包括外部監査契約の期間の始期

平成16年4月1日

## 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法

## (1) 費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

## (2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

## 公 告

## ○公 告

平成16年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成16年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成16年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

## 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

## 3 資格

(1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

## 4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

## 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

## (1) 請求先

社団法人愛媛県建設業協会

〒790 0002

愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

電話番号 (089) 943 5324

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成16年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成17年度及び平成18年度の資格審査

平成17年度及び平成18年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成16年9月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 941 2111 内線2644

## 別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理課 〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 941 2111(内線2644)	県外
愛媛県西条地方局四国中央土木事務所事業管理課 〒799 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 24 4455(内線255)	四国中央市
愛媛県西条地方局建設部管理課 〒793 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 56 1300(内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県西条地方局丹原土木事務所用地管理課 〒791 0508 周桑郡丹原町池田1611番地 電話番号 0898 68 7004(内線211)	東予市及び周桑郡
愛媛県今治地方局建設部管理課 〒794 0042 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 23 2500(内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局建設部管理課 〒790 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 941 1111(内線419)	松山市、北条市及び温泉郡
愛媛県松山地方局久万土木事務所用地管理課 〒791 1201 上浮穴郡久万町久万町571番地1 電話番号 0892 21 1210(内線414)	上浮穴郡
愛媛県松山地方局伊予土木事務所用地管理課 〒799 3113 伊予市米湊269番地 電話番号 089 982 1205(内線405)	伊予市及び伊予郡
愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 24 5121(内線306)	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局建設部管理課 〒796 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 22 4111(内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 62 1331(内線282)	西予市
愛媛県宇和島地方局建設部管理課 〒798 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 22 5211(内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局御荘土木事務所用地管理課 〒798 4194 南宇和郡御荘町平城3048 電話番号 0895 72 1145(内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

殿

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

⑩

電話 ( ) -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 殿

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成16年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成16年4月2日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
電話(089)912-2826

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがありません。

1 受付期間

平成16年4月5日（月）から4月28日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

試験区分	採用予定人員				採用予定時期
	愛媛県	警視庁	大阪府	兵庫県	
大学卒	45人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成17年4月1日
大学卒特別募集	18人程度				平成16年10月1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 志望する都府県を第2志望まで選択できます。ただし、愛媛県を第2志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 第1志望の都府県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成17年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒特別募集	ア 昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成16年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成16年10月1日の採用に応じられる者

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式50題、解答時間2時間30分）を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。  
夏季用運動服を必ず持参してください。



- (ア) 身長 160センチメートル以上であること。
- (イ) 体重 47キログラム以上であること。
- (ウ) 胸囲 78センチメートル以上であること。
- (エ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (オ) 弁色力 完全であること。
- (カ) 聴力 完全であること。
- (キ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

- ア 口述試験
- イ 作文試験
- ウ 身体精密検査
- エ 体力検査
- オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第1次試験	大 学 卒	平成16年5月16日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成16年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 大 特 別 募 集			
第2次試験	大 学 卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成16年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 大 特 別 募 集			

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、大学卒は平成17年4月以降の、大学卒特別募集は平成16年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成17年3月末日までに、大学卒特別募集は平成16年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。  
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給(現行給料月額 185,900円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。  
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、試験区分にかかわらず封筒の表に「警察官(男性)(大卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)申込み」又は「警察官(男性)(大卒特別募

	集)申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月10日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。
そ の 他	愛媛県のホームページ( <a href="http://www.pref.ehime.jp/">http://www.pref.ehime.jp/</a> )の申請書等電子配布サービスから申込書等を印刷してとりだすことができます。この場合の申込方法等については、愛媛県のホームページで確認してください。

## 10 例題等の公表

教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限りです。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点 及 び	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	総合順位	合格発表の日から1週間	

(注) 開示する試験結果は、愛媛県を志望した受験者にかかるもので、愛媛県以外の都府県を第1志望とした受験者にかかる試験結果の開示については、それぞれの都府県により取扱いが異なります。

## ○愛媛県人事委員会公告第2号

## 平成16年度愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告

平成16年4月2日

愛媛県人事委員会

(松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570)  
電話(089)912-2826

愛媛県警察本部

(松山市南堀端町2番地2 〒790-8573)  
電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験を次のとおり行います。

## 1 受付期間

平成16年4月5日(月)から4月28日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## 2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

試 験 区 分	採用予定人員	採用予定時期
大 学 卒	6 人 程 度	平成17年4月1日
大学卒特別募集	2 人 程 度	平成16年10月1日

## 3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

## 4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者  
 (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成17年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒 特別募集	ア 昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成16年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成16年10月1日の採用に応じられる者

## 5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

### (1) 第1次試験

#### ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式50題、解答時間2時間30分）を行います。

#### イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身長 155センチメートル以上であること。  
 (イ) 体重 45キログラム以上であること。  
 (ウ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。  
 (エ) 弁色力 完全であること。  
 (オ) 聴力 完全であること。  
 (カ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

### (2) 第2次試験

#### ア 口述試験

#### イ 作文試験

#### ウ 身体精密検査

#### エ 体力検査

#### オ 適性検査

## 6 試験日、場所及び合格発表

区分	試験区分	試験日	場所	合格発表
第1次試験	大学卒	平成16年5月16日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成16年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大学卒 特別募集			
第2次試験	大学卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成16年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大学卒 特別募集			

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成17年4月以降の、大学卒特別募集は平成16年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成17年3月末日までに、大学卒特別募集は平成16年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が

与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給（現行給料月額 185,900円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、試験区分にかかわらず封筒の表に「警察官（女性）（大卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）申込み」又は「警察官（女性）（大卒特別募集）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月10日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。
その他	愛媛県のホームページ（ <a href="http://www.pref.ehime.jp/">http://www.pref.ehime.jp/</a> ）の申請書等電子配布サービスから申込書等を印刷してとりだすことができます。この場合の申込方法等については、愛媛県のホームページで確認してください。

10 例題等の公表

教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	総合得点 及 び 総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者		合格発表の日から1週間	

正 誤

○正 誤

平成16年3月30日付け第1545号愛媛県人事委員会規則7-992（特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
348	上から9行目	別表第1伊予三島市の項の項を次のように改める。	別表第1伊予三島市の項を次のように改める。